

発行会社からの通知等の受領・確認、公表及び社債権者への通知について

平成 26 年 9 月 22 日

社 債 懇 事 務 局

論点 1 発行会社から社債要項に定める通知事項（①組織再編の際の社債の取扱い、②期限の利益喪失事由の発生、③期限の利益喪失）の連絡があったにもかかわらず、当該事実が一般に公表されていない場合、社債管理人は当該事実を公表するのか。

○ 前回事務局案

- ① 発行会社では、当該通知事項が金商法上の「重要事実」には該当しないと判断し、一般への公表措置が講じられていないと考えられる。
- ② 社債管理人は、発行会社に対して、当該事実が「重要事実」に該当しないとの確認を行い、社債権者へは通知しない。（当該事実が「重要事実」に該当する場合には、発行会社は、適時開示規則、臨時報告書により一般に公表する）。
- ③ 社債要項において、発行会社による社債管理人への通知を規定する。

1. A案

- ① 発行会社では、当該通知事項が金商法上の「重要事実」には該当しないと判断し、一般への公表措置が講じられていないと考えられる。
- ② 社債管理人は、当該通知事項のうち有価証券報告書等において確認することができる、「②期限の利益喪失事由の発生で、『財務コベナントへの抵触の場合』」に限り、保振のインフラを通じて社債権者へ通知する（論点 2 参照）。
- ③ 社債要項において、発行会社による社債管理人への通知及び社債管理人による保振のインフラを通じた社債権者へ通知を規定する。

2. B案

- ① 当該事実が「重要事実」に該当しない場合でも、社債権者にとっては、ニーズが高く、投資判断に影響を及ぼす事項であり、社債権者が的確な判断・対応が行えるよう、発行会社は、通知事項・当該事実を一般に公表し、社債管理人は、保振のインフラを通じて社債権者へ通知する。
- ② 社債要項において、発行会社による通知事項の一般への公表、社債管理人への通知及び社債管理人による保振のインフラを通じた社債権者へ通知を規定する。

（注）B案の場合、発行会社に金商法上の「重要事実」、取引所による適時開示より広範な開示を課すこととなる。

論点２ 発行会社証明書に「期限の利益喪失事由の発生」の記載があるにもかかわらず、発行会社により当該事実が一般に公表されていない場合、社債管理人は、当該事実を公表するのか。

【事務局案】

1. 重要事実

- ① 前回の事務局案では、「期限の利益喪失事由の発生」、発行会社証明書の未提出は、重要事実の発生若しくはそのおそれがあるとして、発行会社から委任を受けた社債管理人が、発行会社の名前で当該事実を一般に公表することとしたが、発行会社に受け入れられないのではないかとの意見があった。
- ② 発行会社証明書は、有価証券報告書に基づき作成することとし、発行会社証明書に記載・確認する事項は、「期限の利益喪失事由の発生で、財務コベナントに限るもの」とすることで、社債権者・投資家は、有価証券報告書において当該事実を確認することができることから、同報告書の提出によってこれが仮に金商法上の「重要事実」であった場合でも、すでに一般に公表されているものと整理できるのではないか。

2. 取扱い

(1) A案

- ① 発行会社では、当該「期限の利益喪失事由の発生」の内容が「重要事実」には該当しないと判断し、一般への公表措置が講じられていないと考えられるが、上記１のとおり、発行会社（有価証券報告書）により一般に公表されているものと考えられる。
- ② 社債管理人は、保振のインフラを通じて社債権者へ通知する。
- ③ 社債要項において、社債管理人による保振のインフラを通じた社債権者へ通知を規定する。

(2) B案

- ① 社債要項の規定により、発行会社証明書に記載された「期限の利益喪失事由の発生」は、すでに一般に公表されており、社債管理人は、保振のインフラを通じて社債権者へ通知する。
- ② 社債要項において、社債管理人による保振のインフラを通じた社債権者へ通知を規定する。

論点3 発行会社証明書の提出がない場合の取扱い

- (1) 社債管理人の定める期日までに発行会社証明書の提出がないという事実は、金商法上の「重要事実」に該当するか否か。
- (2) 発行会社証明書の提出がない場合、社債要項の定めにより、発行会社の委任を受けた社債管理人が当該事実を一般に公表することとは、発行会社に受け入れられるのか。

【事務局案】

(1) について

- ① 発行会社証明書未提出の事実によって、社債要項に定める「期限の利益喪失事由の発生」が推認されるが、発行会社は、社債管理人が定める期日（督促後の期日）までに提出できる状況にはないと考えられる。
- ② 社債権者・投資家は、発行会社証明書未提出の理由と考えられる発行会社の財務状況及び「期限の利益喪失事由の発生（財務コベナントへの抵触に限る）の事実」について、有価証券報告書により確認することができることから、当該事実が仮に「重要事実」であった場合でも、有価証券報告書の提出時点においては、「重要事実」は、すでに一般に公表されており、発行会社証明書未提出の事実は、「重要事実」には該当しないと整理できるのではないかと考えられる。

(2) について

- ① 発行会社は、「期限の利益喪失事由の発生」等により、発行会社証明書の提出が困難な状況下において、社債管理人が発行会社の名前で当該事実を一般に公表することについては、発行会社に受け入れられないのではないかと意見があった。
- ② 社債権者にとって、当該事実へのニーズは高く、的確な判断・対応が行えるよう、一般への公表や社債権者への通知は必要と

意見がある。

③ 社債管理人（社債管理人の名称）による当該事実の一般への公表及び社債権者への通知について、検討してはどうか。

④ 対応案

イ. A 案

社債管理人は、保振のインフラを通じて社債権者に通知する。

ロ. B 案

社債管理人は、投資家間の情報格差の是正を図るため社債管理人自身の名前で公表するとともに、保振のインフラを通じて社債権者に通知する。

論点 4 2 以上の報道機関への公表方法（社債管理人が、TDnet ではなく、兜倶楽部へのポスティングにより 2 以上の報道機関へ公表する方法は実務的にワークするか。）

【事務局案】

- ① 兜倶楽部（東証記者クラブ）の了解を得た者により、単独で、兜倶楽部へのポスティングが行われることもあるため、実務上可能であると考えられる。
- ② 上記論点 3 の整理を踏まえると、発行会社の名で（インサイダーフリーにするための）公表する必要は必ずしもないことから、兜倶楽部へのポスティング以外の方法（社債管理人のウェブサイト等での開示）も考えられる。

以 上